

企業経営の継続性に関する財務諸表上の開示と 監査上の取扱いについて

南 光 雄

1. はじめに

財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うに当たり、企業の財政状態、経営成績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある⁽¹⁾。

このような財務諸表の目的に照らして、最近数年間における、企業の経営破綻の事例において、財務諸表の有用性に関して重大な疑念が提示されている。決算期後数ヵ月後に経営破綻した企業の直近の財務諸表において、企業経営の継続能力に関するなんらの開示もなく、会計監査人の監査報告書においても無限定適正意見が表明され、また特記事項による指摘もまったくなされていなかった事例に遭遇し、財務諸表の有用性と、財務諸表による財務情報の信頼性を保証する監査の機能について重大な問題提起がなされている。

日本公認会計士協会は、かかる事態への強い問題意識のもとに、平成9年12月に監査委員会研究資料第1号「企業継続能力の取扱いに関する海外の状況調査と我が国への制度導入上の課題」を公表した。

公認会計士審査会の「会計士監査に関するワーキンググループ」は、平成11年7月に「会計士監査の在り方についての主要な論点」を公表し、企業の継続能力に関する情報開示と監査上の取扱いを検討する必要性に言及している。

また、企業会計審議会は平成12年6月に「監査基準等の一層の充実に関する論点整理」を公表し、ゴーイング・コンサーン（企業の継続性）の問題を監査において取り上げることについて問題提起している。

最近における、企業の継続能力についての一連の動向を踏まえ、ゴーイング・コンサーン問題の適切な理解のもとに、財務諸表上の開示および監査上の取扱いの制度上のあり方を考えてみたいと思う。

2. 米国におけるゴーイング・コンサーン問題の取扱い

米国では、「事業体の継続企業として存続する能力についての監査人の検討」⁽²⁾において、監査上の取扱いが示されている。

以下、その概要を記す。

(1) 継続企業の仮定

企業は、財務諸表において、ゴーイング・コンサーンとしての存続に反する重大な情報が示されていないければ、存続するものと仮定されている。

通常、ゴーイング・コンサーンの仮定に著しく反する情報とは、企業が通常のビジネス過程でない重要な資産の処分、負債の再構築、外部からの事業変革の要請などを行わなければ、弁済期の到来した債務の履行を継続できないような状況⁽³⁾である。

(2) 監査人の責任

監査人は、合理的な期間（監査対象の財務諸表の時期から1年を超えない期間）において、企業の存続能力についての重大な疑問がないかどうかを評価する責任⁽⁴⁾がある。

監査人は、合理的な期間において企業の存続能力について重大な疑問がないかどうかを、次のような方法で評価する。

- a 監査人は、当該監査の過程で、合理的な期間において、企業の継続能力に関する重大な疑問を識別したかどうか検討する。
- b 監査人がそのような重大な疑問を持ったときは
 - ・かかる状況や事象を緩和するための経営者の計画について情報を入手する。
 - ・その計画が有効に実行できる公算について検討する。
- c 経営者の計画を評価した後、監査人は、合理的な期間において、企業の継続能力についての重大な疑問の有無についての結論を出す。

重大な疑問があると結論した場合、監査人は

- ・合理的な期間、企業の存続能力がないかもしれないことについての開示の十分性を検討する。
- ・監査報告書の説明区分に、自己の結論を記載する。

重大な疑問がないと結論した場合、監査人は、それについての開示の必要性⁽⁵⁾を検討する。

(3) 監査手続

監査人は、合理的な期間、企業の存続能力に関する重大な疑問の存する可能性を示す状況や事象を識別するためだけの監査手続を立案する必要はない。通常の監査手続によって、この目的を達成することになる。

このような状況や事象を識別する監査手続としては、次のようなものがある。

- ・分析的手続
- ・後発事象のレビュー
- ・債務契約や借入契約の条件遵守のレビュー
- ・株主総会、取締役会、主要な委員会の議事録の閲覧
- ・訴訟、請求、課税、についての企業の法律顧問への質問

- ・財務支援に関する取り決めについての関連当事者や第三者への⁽⁶⁾確認

(4) 経営計画の検討

上記の監査手続の結果、監査人が、合理的な期間、企業の継続能力に重大な疑問があると信じるならば、そのような状況や事象の不利な影響に対処するための経営計画についての情報を入手し、その計画が効果的に実行され、合理的な期間内に、不利な影響が軽減されるかどうか⁽⁷⁾を検討しなければならない。

(5) 財務諸表への影響についての検討

経営計画を検討した後、合理的な期間、企業の継続能力に重大な疑問があると結論した場合には、監査人は財務諸表に対して与える影響と、それに関する開示の適切性を検討しなければならない。

開示される情報の例示

- ・合理的な期間、企業の継続能力に重大な疑問をもたらした状況や事象
- ・このような状況や事象による影響
- ・このような状況や事象の重要性やこれを軽減する要素についての経営者の評価
- ・事業廃止の可能性
- ・経営計画（関連する予測財務情報を含む）
- ・計上された資産の回収可能性と分類、負債の金額と分類に関する情報⁽⁸⁾

経営計画の検討の結果、監査人が、合理的な期間、企業の継続能力に関する重大な疑問が軽減されたと結論した場合、当初、監査人に重大な疑問を抱かせた主要な状況および事象についての開示を検討しなければならない。これには経営計画を含めて、かかる状況および事象により⁽⁹⁾起こりうる影響、および影響を軽減する要因を含めなければならない。

(6) 監査報告書への影響の検討

監査手続によって識別された状況や事象および経営計画の検討の結果、監査人が、合理的な期間、企業の継続能力に重大な疑問があると結論した場合、監査人は監査報告書において、自分の（重大な疑問があるという）結論を説明区分に記載しなければならない。⁽¹⁰⁾

なお、企業の状況が重大であれば、監査人は、説明区分を含んだ無限定の監査報告書に代えて、未確定事項を理由として監査意見を差し控えることもあり得る。⁽¹¹⁾

監査人が、企業の継続能力に関する開示が不適切であると結論した場合は、一般に認められた会計原則（GAAP）に違反したことになる。したがって限定意見または不適正意見となる。⁽¹²⁾

⁽¹³⁾ 3. ISA におけるゴーイング・コンサーン問題の取扱い

ゴーイング・コンサーン問題は ISA 570 に規定されている。以下その概要を述べる。

(1) 経営者の責任

IAS 1「財務諸表の表示」⁽¹⁴⁾において、ゴーイング・コンサーン問題に関する経営者の責任について、次のように述べられている。

「財務諸表を作成するに際して、経営者は企業が継続企業として存続する能力があるかどうかを検討しなければならない。……経営者が、その検討を行うに際し、当該企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑問を生じさせるような事象または状態に関する重要な不確定事項⁽¹⁵⁾を発見したときは、その不確定事項を開示しなければならない。……」

「継続企業の前提が適切かどうかを検討する際に、経営者は、少なくとも、予見しうる将来（少なくとも、貸借対照表日から12ヶ月は必要であるが、それに限定されない）に関するすべての入手可能な情報⁽¹⁶⁾を検討しなければならない。……」

このIAS 1の規定を受けて、ISA 570では、これと整合させ、次のように述べている。

「継続企業の前提は、財務諸表作成の基本原則である。」⁽¹⁷⁾

「経営者は、企業が継続企業として存続する能力を評価する責任がある。」⁽¹⁸⁾

(2) 監査人の責任

監査人の責任は、財務諸表の作成において継続企業の前提を経営者が使用することの適切性を検討し、財務諸表に開示を必要とするような企業の継続企業としての存続能力に関する重要な未確定事項⁽¹⁹⁾が存するかどうかを検討することである。

監査人は、企業に継続企業として存続することを中止させるかもしれない将来の事象や状況を予測することはできない。したがって、監査報告書に継続企業に関する不確実性についての言及⁽²⁰⁾がなんらなくとも、そのことが企業の継続企業としての存続能力の保証とみなすことはできない。

(3) 経営者による評価の検討

監査人は、経営者による企業の継続企業としての存続能力に関する評価を検討しなければならない。⁽²¹⁾

企業の継続企業としての存続能力についての重大な疑問を呈するような事象や状況が識別されたときは、監査人は

- a 継続企業としての評価に基づく、経営者の将来の行動計画をレビューする。
- b 経営計画やその他の緩和する要因の影響を考慮した上で、必要とされる手続を実施することを通じて、重要な未確定事項⁽²²⁾が存するかどうかを確認または晴らすために十分かつ適切な監査証拠を集める。
- c 将来の行動計画について、経営者から書面による陳述書を求める。
ことをしなければならない。

(4) 監査の結論および監査報告書

監査人は、企業の継続企業としての存続可能性について重大な疑問を投げかけるかもしれない事象または状況に関する重要な未確定事項が存するかどうかを決定しなければならない⁽²³⁾。

① 継続企業の前提は適切であるが、重要な未確定事項が存する場合

監査人は、財務諸表に

a 企業の事業継続能力に重大な疑問を生じさせる主要な事象または状況、およびそのような事象または状況に対応するための経営計画に関して適切に記述すること。

b 企業の継続企業としての存続能力について、重大な疑問を投げかけるような重要な事象または状況に関する重要な未確定事項が存すること。したがって、通常の事業活動の過程で、資産を実現し、負債を返済することができないかもしれないということを明瞭に述べること。

⁽²⁴⁾
の要否を検討する。

② 財務諸表に適切な開示がなされていれば、監査人は、無限定意見を述べることになるが、企業の継続企業としての存続能力に重大な疑問を投げかけるかもしれない重要な未確定事項が存在することを強調し、これに関する財務諸表の注記に対して注意を喚起する説明区分を付加することによって、監査報告書を修飾しなければならない。

財務諸表に対して重要な、複数の重大な未確定事項が存する状況のような極端なケースでは、監査人は、説明区分を付加することに代えて、意見を差し控えることが適切かどうかを検討することもある。⁽²⁵⁾

③ 適切な開示が財務諸表になされていないときは、状況によって、監査人は、限定意見または不適正意見を述べなければならない。監査報告書には、企業の継続企業としての存続能力に重大な疑問を投げかけるかもしれない、重要な未確定事項が存するという事実について特に言及した記載をしなければならない。⁽²⁶⁾

④ 財務諸表は継続企業の前提にたって作成されているが、監査人が、企業は継続企業として存続し得ないと判断したときは、監査人は、不適正意見を述べなければならない。⁽²⁷⁾

4. ゴーイング・コンサーン問題に関する我が国の状況

(1) 最近の動向

現状において、我が国においては、ゴーイング・コンサーン問題について、財務諸表上の開示ならびに監査上の取り扱いに関して特段の規定はない。

財務諸表上の開示については、一般的な開示規定である財務諸表等規則などによる追加情報の注記「利害関係人が企業（または企業集団）の財政および経営の状況に関する適切な判断を行うために必要と認められる事情があるときは、当該事項を注記しなければならない」（財務諸表等規則 8 条の 5、連結財務諸表規則 15 条）、および後発事項の注記（財務諸表等規則 8 条の 4、連結財務諸表規則 14 条の 2）によって、所要の開示を行っている。

また、監査上の取扱いとしては、監査報告書において特記事項に記載することで対応している。

ゴーイング・コンサーン問題についてのこのような対応は、各企業ならびに各監査人において、個々のケースに応じて、独自の判断に基づいて処理されているのが実情である。

このような状況において、ここ数年、多くの企業の経営破綻の実例において、ゴーイング・コンサーン問題について、財務諸表上の開示ならびに監査上の取り扱いが適切でない認められるケースも多いといわざるを得ない。

財務情報の有用性を確保するために、ゴーイング・コンサーン問題に対する開示および監査に関する制度上の対応の必要性が強調されている。

冒頭に触れた「会計士監査の在り方についての主要な論点」では、「企業の継続能力に関する情報に関しては、特別のルールに基づく開示および監査は求められていない。我が国においても、企業の継続能力に関する情報が一層重要になっており、その開示および監査の基準を早急に整備することが必要である」と述べられている。

また、「監査基準等の一層の充実に関する論点整理」では、「我が国の現在の監査基準等においては、ゴーイング・コンサーン問題に対する具体的な指針がないことから実務上の混乱を招いているため、何らかの方向性を示す必要がある」と述べられている。

(2) ゴーイング・コンサーン問題に対処した若干の事例の紹介

① 株式会社なみはや銀行

平成11年3月期（連結財務諸表）

財務諸表上の開示

（重要な後発事項）

……平成11年3月31日現在の連結自己資本比率はマイナス1.46パーセントとなっております。

6月24日付にて近畿財務局長に、連結自己資本比率の向上策等に関する報告をいたしました。これを踏まえ、6月28日金融監督庁長官より、現時点で確実に見込まれる平成12年3月期末の連結自己資本比率の水準は、銀行法施行規則第21条の2第2項の表の第2区分に該当すると認められ、連結自己資本比率を改善するための措置を速やかに実行すること、平成10年8月28日付け承認を受けた実施計画について必要な修正を行ったうえでの提出、及びこれらの履行状況を定期的に、報告することを命じられております。

監査上の取扱い

（監査報告書上の特記事項）

（後発事項を引用した上で）金融監督庁の命令に従い会社は改善のための措置を盛り込んだ計画を策定中であるが、今後の進展如何によっては、会社の事業の継続性に重要な影響

を及ぼす可能性がある。上記の連結財務諸表は継続企業を前提に作成されており、この前提が失われた場合には、連結財務諸表に計上されている繰延税金資産（21,563百万円）及び営業権（28,720百万円）はその資産性を失い、また、貸出金の回収可能性に重要な影響を与え、さらに取得原価を基礎に計上されているその他の資産、負債の残高及び損益の状況は大きく変動することになる。

② 赤井電機株式会社

平成12年3月31日（連結財務諸表）

財務諸表上の開示

（追加情報5）

当企業集団は、連結ベースで48,338百万円の債務超過状態にあり、現在グランデグループの支援を受けて経営の再建中である。今後の事業の継続の可否は、グランデグループから提案中のアカイグループのデット・リストラクチャリング・プランに関わる銀行団の合意が形成できるか、またそれに関連したグランデグループからの財政的支援がいつまで継続されるかにかかっている。

監査上の取扱い

（監査報告書上の特記事項）

追加情報5に記載のとおり、事業の継続の可否は、アカイグループ・デッド・リストラクチャリング・プラン（債務の再編成案）の銀行団の合意が形成できるか、またグランデグループの財政的支援がいつまで継続されるかにかかっている。

5. おわりに

経営環境が急速に激変する昨今の経済状況のもとで、企業の経営の状況を財務諸表によって適切に利害関係者に報告することは、従来にも増してその重要性が強調されなければならない。

そのために、ゴーイング・コンサーン問題についても、該当する企業において必要とされる情報開示と、監査上の適切なる対応が確実に採られるよう、制度的枠組みの構築が是非必要と考える。

（注）

- （1） IASC Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements par 12
- （2） US Auditing Standards AU Section 341 The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern
- （3） AU 341 par 01
- （4） AU 341 par 02
- （5） AU 341 par 03

- (6) AU 341 par 05
- (7) AU 341 par 07
- (8) AU 341 par 10
- (9) AU 341 par 11
- (10) AU 341 par 12
- (11) AU 341 Note 4
- (12) AU 341 14
- (13) International Standards on Auditing
- (14) IAS 1 Presentation of Financial Statements
- (15) IAS 1 par 23
- (16) IAS 1 par 24
- (17) ISA 570 par 3
- (18) ISA 570 par 5
- (19) ISA 570 par 9
- (20) ISA 570 par 10
- (21) ISA 570 par 17
- (22) ISA 570 par 26
- (23) ISA 570 par 30
- (24) ISA 570 par 32
- (25) ISA 570 par 33
- (26) ISA 570 par 34
- (27) ISA 570 par 35